

いる。トラブルの内容として、他人の情報が紐づけられていたケースが 16 件あり、誤紐づけによる投薬・診療情報の取り違えは、命に関わる事故につながりかねない。機微性の高い医療情報を他人が閲覧できる状態になっていたことは重大な問題である。また、保険資格が確認出来ず、窓口で 10 割負担となったケースが 65 件あり、経済的理由により受診が困難となることも懸念される。

健康保険証の廃止ありきで、マイナンバーカードの代理交付・申請補助や第三者によるマイナンバーカード管理を進めるならば、協力を求められる医療・介護現場には負担と責任が課せられ、人手不足にも拍車がかかる。自治体の窓口でも発行業務に加えて、住民からの相談への対応も迫られており、現場への負荷が大きくなっている。

これらの問題を解決するのもっとも有効な方法は、これまで同様、健康保険証は全員に交付した上で、マイナンバーカードの保険証利用は任意とすることである。

このため、国においては 2024 年秋以降も現行の健康保険証を存続することを求める。